

冬期歩掛補正について（試行）

1 適用範囲

積雪寒冷地（豪雪地帯対策特別措置法＜昭和 37 年法律第 37 号＞第 2 条第 1 項の規定に基づき豪雪地帯として指定された市町村）の屋外工事で、下記に該当しない工事に適用する。

- (1) 工場製作工事
- (2) トンネル工事
- (3) 冬期条件下で施工することが前提となる除排雪工事等
- (4) 建築工事
- (5) 測量設計業務
- (6) (1)～(4)の比率が大きい複合工事
- (7) その他、冬期補正による損失が認められない工事

2 補正の方法

(1) 単年度工事の場合

- ① 歩掛補正は、便宜的に労務単価に対して行うものとし、次式により冬期補正設計労務単価を算出して積算するものとする。

$$\text{冬期補正設計労務単価} = \text{基本設計労務単価} \times (1 + \text{冬期補正率})$$

- ② 冬期補正率

当該工事の工事開始日^{※1}の月及び工期末の月の組合せに相当する下表の率を冬期補正率とする。

単位：％

工事開始日 工期末	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 1月	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-
1 2月	1	1	1	1	1	1	2	3	5	-	-	-
1月	1	1	2	2	2	3	3	4	7	8	-	-
2月	2	2	2	2	3	3	4	5	6	7	6	-
3月	2	2	2	2	3	3	4	4	5	5	4	2

- ③ 冬期補正率は、整数止めとする。

(2) 複数年度工事の場合（国債工事等）

- ① 歩掛補正は、便宜的に労務単価に対して行うものとし、次式により冬期補正設計労務単価を算出して積算するものとする。

$$\text{冬期補正設計労務単価} = \text{基本設計労務単価} \times (1 + \text{冬期補正率})$$

- ② 冬期補正率

当該工事の各年度の工事開始日^{※1}の月及び工期末の月の組合せに相当する上表の率に

当該工事月数で除した冬期補正率とする。

冬期補正率

$$= \{ (1 \text{年目補正率} \times n1 \text{ヶ月}) + (N \text{年目補正率} \times n2 \text{ヶ月}) \} / (n1 \text{ヶ月} + n2 \text{ヶ月})$$

n 1、n 2・・・：工期の月数 N：複数年数

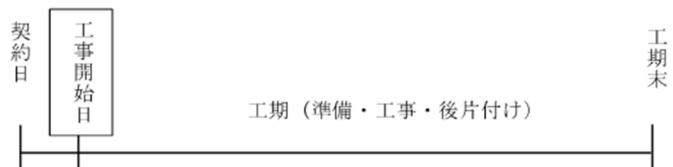
③ 冬期補正率は、整数止めとする。(小数第1位四捨五入)

3 補正上の留意事項

- (1) 本基準の補正率により積算することが著しく不相当と認められる場合は、農政局設計課と協議して決定すること。
- (2) 設計変更等により工期を延長する変更が生じた場合の冬期補正率は、原則として当初発注の率により行うものとする。ただし、当初発注の率により積算することが著しく不適切な場合については、農政局設計課と協議すること。
- (3) 補正後の労務単価は、円以下切捨て、円止まりとする。
- (4) 運転手(特殊・一般)、助手は補正対象としないものとする。
- (5) 工期の設定に当たっては十分留意すること。

※1 「工事開始日」とは、設計図書における工期の始期日(余裕期間を設定する工事にあつては着手期限日)をいう。

【通常の工事】



【余裕期間設定工事】



(参 考)

○豪雪地帯対策特別措置法第二条第一項の豪雪地帯指定（抄）

昭和 38 年 11 月 1 日
総理府告示第 43 号

豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、昭和 38 年 10 月 30 日、豪雪地帯を次のように指定したので、同 2 条第 2 項の規定に基づき公示する。

北海道，青森県，岩手県，秋田県，山形県，新潟県，富山県，石川県，福井県及び鳥取県の区域並びに次の表に掲げる市町村の区域

府県名	群名	市 町 村 名
宮 城 県	刈田郡 柴田郡 名取郡 宮城郡 加美郡 玉造郡 栗原郡	古川市 白石市 蔵王町，七ヶ宿町 川崎町 秋保村 宮城村 小野田町，宮崎町 岩出山町，鳴子町 築館町，栗駒町，高清水町，一迫町，鶯沢町，金成町，志波姫村，花山村，若柳町
福 島 県	信夫郡 安積郡 岩瀬郡 南会津郡 北会津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡	福島市 会津若松市 喜多方市 飯坂町，吾妻町 湖南村 天栄村 田島町，下郷町，舘岩村，檜枝岐村，伊南村，南郷村，只見町 北会津村 熱塩加納村，北塩原村，塩川町，山都町，西会津町，高郷村，磐梯町，猪苗代町 会津坂下町，湯川村，柳津町，河東村 会津高田町，本郷町，新鶴村，三島町，金山町，昭和村

【2カ年国債工事の冬期歩掛補正率の算定事例①】

(条件) R8年8月工事開始日 R10年3月工期末

- <算出> ①1年目 = 8か月 (8月～3月)
 ②補正值 = 3% (8月工事開始～3月工期完了)
 ③2年目 = 12か月 (4月～3月)
 ④補正值 = 2% (4月工事開始～3月工期完了)

$$\text{補正值} = ((3\% \times 8\text{か月}) + (2\% \times 12\text{か月})) \div (8\text{か月} + 12\text{ヶ月}) = 2.4 = 2\%$$

➔ 労務費全体に2%を割り増し

3% 3% 3% 3% 3% 3% 3% 3%								2% 2% 2% 2% 2% 2% 2% 2% 2% 2% 2% 2% 2% 2%											
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年目 (R8年度)								2年目 (R9年度)											
20か月																			

【2カ年国債工事の冬期歩掛補正率の算定事例②】

(条件) R8年10月工事開始日 R9年5月工期末

- <算出> ①1年目 = 6か月 (10月～3月)
 ②補正值 = 4% (10月工事開始～3月工期完了)
 ③2年目 = 2か月 (4月～5月)
 ④補正值 = 0% (4月工事開始～5月工期完了)

$$\text{補正值} = ((4\% \times 6\text{か月}) + (0\% \times 2\text{か月})) \div (6\text{か月} + 2\text{か月}) = 3.000 = 3\%$$

➔ 労務費全体に3%を割り増し

4% 4% 4% 4% 4% 4%						0% 0%	
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
1年目 (R8年度)						2年目 (R9年度)	
8か月							

